

質疑応答

小池 ありがとうございます。それでは、若干時間が残っておりますので、質問のある方いらしたらお願いしたいんですが。

澤口 質問失礼いたします。本学講師の澤口と申します。こんな質問して本当に恐縮なんでしょうけども、税務調査のプロセスの話で、任意調査で質問検査権と医療情報開示の話でございまして、よくうちの方でも、医療法人、いくつか持っております、調査に来られる担当者の方が、カルテ3年分出して下さいとか、そういうことでいろいろおっしゃるんですね。うちのほうの対応としては、医師の場合には憲法上、医師法上、守秘義務というのが付け加えられておまして、そういうふうに言われた場合、一応、月日と氏名を、最初に明らかにしてください、特定して下さいと。でないと、ただ漫然と3年分とか言われても、不特定調査になってしまいますよというお話をして、対応しておるんでございます。

あくまでも先生の個人的なお考え、もしくは、ざっくりばらんなお考えなんでございますけども、こういうような場合、先生はやっぱり任意調査でございまして、ある程度制約はしかるべきだろうとお思いなのか、それとも見せたほうがいいのでしょうか。

藤村 私の考えは、現役時代にも考えたことと同じですけども、医療上、確かにカルテを見せろと、こういう話でしょ、平たく言えばですが。確かにカルテには何だかんだいっぱい書いてますが、税務職員が見るというのは、病名とか何とかは一切関係なく、カルテでいえば点数だけです。金額は書かれてないわけでしょ。点数しかないわけです。だから、保険の場合でないでしょ、自由診療報酬の話でしょ。

澤口 ほとんどそうですね。

藤村 自由診療報酬の金額をやるには、カルテ以外にないわけです。お医者さんの場合は。でも税務書類以外、それこそ病名にマスキングするとか、恐らく名前によっては興味ないかもしれませんが。何というか、澤口先生も国税の職場におられた人ですからお分かりのとおり、金額以外には興味は持たないわけね。暗記するって言ったって、暗記する能力も何もありませんしね。誰がどういう病気したかということをやす。そういう、確かにカルテとか問題になっているのは、お寺の過去帳もそうですが、あれもよく説明して、別にどこにどうやるんじゃないかと、過去帳の前の段階の、ノートとか、それでも言えば出してくれるというような話もした覚えもありますけども。そういうもんだらうと思います。

澤口 分かりました。ありがとうございます。

藤村 調整するとすればですね。

小池 その他に質問ある方、いらっしゃいますでしょうか。

学生 経営学部4年の学生です。質問なのですが、タックスヘイブンによって流れている金額っていうのは、およそどのくらいなのでしょう。

藤村 どういう内容でした？

小池 多分分からないんだと思うんですけども、それ分かったら問題ないかと。タックスヘイブンに流れているお金はいくらですかという質問です。

藤村 お金？ 何のお金？

小池 タックスヘイブンに流れている、預貯金だとか。

藤村 タックスヘイブンか。タックスヘイブンというものの代表選手、ケイマン諸島っていうのが、日本人が非常に好きで、ケイマン諸島のファンだなんていうの買まして、やってるケースがあるんですが、そういう一つだけで、確か2、3年前のデータかと思うんですが、私の記憶にあるのが55兆なんぼだと思います。ケイマンが一番多いんですけども。そういう金が流れてる。全部が脱税したとかそういう話ではないんですよ。膨大な金が、そういうふうについて、そこでケイマンにたまってわけでは絶対ありませんけど、ケイマンに行った人の話では、何にもないんだそうです。弁護士事務所の建物があって、何百という、マンションのプレートのようなものがずーっといっぱいあるという、いわゆるペーパーカンパニーですから。そういう所だそうだから、そこからヨーロッパ、イギリスとかアメリカとかに、いつてるだろうというふうに言われてるそうです。

小池 それではこの辺できょうは終わりにしたいと思います。藤村先生、きょうは本当に貴重なお話、ありがとうございました。皆さん、最後に盛大な拍手を・・・。